

七尾市

景観計画

平成27年10月
七尾市

はじめに　～景観計画策定の目的～

七尾市は、七尾湾や能登島及び城山、赤蔵山、別所岳など豊かな自然環境を背景に、能登特有の気候・風土に培われた歴史や文化が薫り豊かです。

また、渚のいで湯として全国的に有名な和倉温泉など多彩な観光地に恵まれ、多くの市民の心に安らぎと活力を与え、日々の暮らしを支えています。

私たちは、このような美しく魅力あふれる市民共有の財産を維持・継承を基本に新しい世代に受け継いでいくことが重要です。

こうしたなか、景観法が施行されたことから、平成19年3月には、本市が景観づくりを進める上での指針となる「景観基本計画」を策定し、引き続き景観法に基づく制度を速やかに、かつ、積極的に活用するため、今後の景観行政を進めていくうえで、基本となる考え方を示した「七尾市景観計画」を策定しました。

この「七尾市景観計画」は、積極的に景観づくりに取り組み、市民共有の財産である美しく魅力ある景観を「守り、育て、創る」基本目標に次世代に引き継いでいくため、市民、事業者等の協働により、その実現に向けて推進することを目的に、景観法（平成16年法律第110号）第8条及び景観条例（平成20年条例第29号）第15条の規定に基づき景観計画を定めるものです。

目 次

第1章 景観計画区域（景観法 第8条 第2項 第1号）

1－1 景観計画区域.....	1
1－2 景観計画区域内における景観誘導の考え方.....	2

第2章 良好的な景観の形成に関する方針（景観法 第8条 第2項 第2号）

2－1 基本目標	6
2－2 市域における景観づくりの方針	7
2－3 類型別景観形成の方針	8
2－4 地域区分別景観形成の方針.....	15

第3章 行為の制限に関する事項（景観法 第8条 第2項 第3号）

3－1 届出対象行為	25
3－2 行為の制限に関する基準.....	27

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法 第8条 第2項 第4号）

4－1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	31
---------------------------------	----

第5章 景観重要公共施設に関する事項（景観法 第8条 第2項 第5号〔〇〕）

5－1 公共施設の整備に関する方針	33
5－2 景観重要公共施設の指定に関する方針.....	33

第6章 景観重点地区

6－1 景観重点地区の位置づけ	34
6－2 景観重点地区における景観誘導のあり方	34
6－3 景観基本計画における景観誘導のあり方	36

第7章 計画の実現に向けて

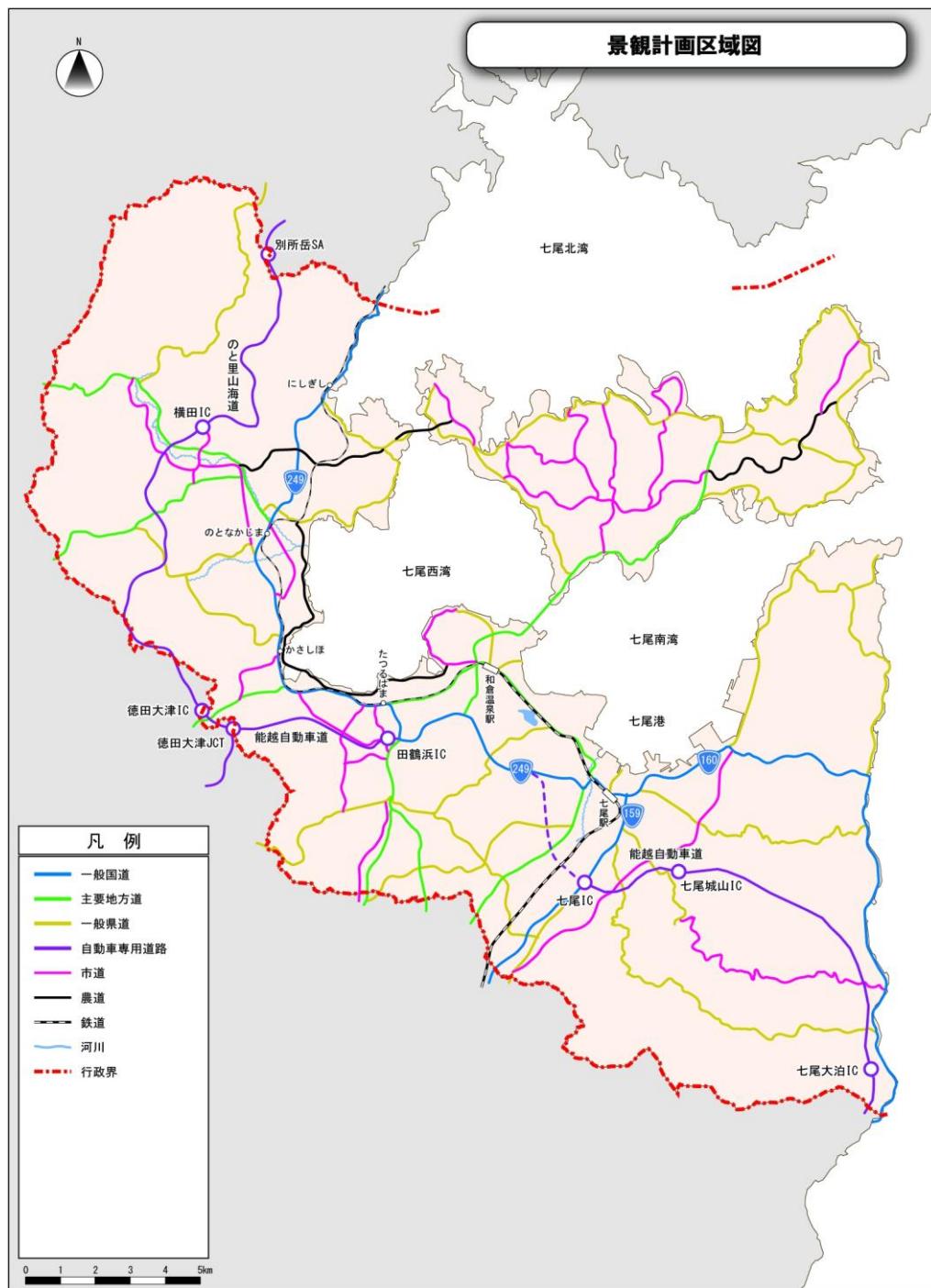
7－1 今後の方針	37
7－2 市民参加の促進	40
7－3 都市計画制度との連携	43
7－4 景観計画の充実に向けて（景観計画の改訂）	43

第1章 景観計画区域

1-1 景観計画区域

七尾市は、七尾湾や能登島など豊かな自然環境があり、また、能登特有の気候・風土に培われた歴史や文化が残るとともに、渚のいで湯として全国的に有名な和倉温泉など多彩な観光地に恵まれた美しく魅力あふれる市です。

そのような美しく魅力あふれる七尾市を、今後も守り、育てていくため、「市全域」（海域側は汀線から1Km含む）を景観計画区域とし、良好な景観形成を推進していきます。



1－2 景観計画区域内における景観誘導の考え方

七尾市景観計画では、景観計画区域内に一律の同じ基準で景観誘導を行うのではなく、地域の特性や景観誘導の重要性等に応じ、よりきめ細かな基準により景観誘導を行う区域を定めています。

さらに、今後は現在の基準だけでなく、地域住民の理解や協力を得ながら、地区の特性に応じたきめ細かな規制誘導等を展開する地区（景観重点地区）を定めて行きます。

以下では、景観計画区域内において、行為の制限に関する基準（第3章参照）を設定するそれぞれの区域と性格について整理します。

また、各区域の考え方や具体的な基準等については、後述しています。

1 景観計画区域

- ・景観法に基づき策定する景観計画の対象となる区域
(七尾市全域、海域側は汀線から1km含む範囲)
- ・建築物や工作物の新築等、開発行為に対し景観阻害を呈することのないよう、景観に及ぼす一般的な影響に配慮した基準で景観誘導を図る区域

2 特別地域

- ・「建築物等が景観に及ぼす影響の大きな地域」として規制誘導を拡充すべき地域として下記の道路の区間及び本線の道路境界から両側100mの範囲
 - 1) のど里山海道沿線
 - 2) 能越自動車道沿線（線形の決定した区間）
 - 3) のど里海エリア（エリア詳細は次頁参照）

3 景観重点地区（第6章にて詳述）

- ・市民が主体となり、優先的に景観的な取り組みを実践する地区
- ・景観計画区域における行為の制限に関する基準に加えて、地区の景観特性に応じた具体的な個別基準を設定

のと里海エリアの対象となる路線

下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界から両側 100mの範囲(海側は汀線まで) のうち陸域

・一般国道249号

穴水町境から県道長浦小牧線との交差点（中島町小牧地内）まで

・県道長浦小牧線

一般国道249号との交差点（中島町小牧地内）から広域農道との交差点（中島町長浦地内）まで

・広域農道

県道長浦小牧線との交差点（中島町長浦地内）から市道能登島58号線との交差点（能登島百万石町地内）まで

・市道能登島58号線

広域農道との交差点（能登島百万石町地内）から県道田尻祖母浦半浦線との交差点（能登島閨町地内）まで

・県道田尻祖母浦半浦線

市道能登島58号線との交差点（能登島閨町地内）からのとじま水族館管理道路との交差点（能登島曲町地内）まで

市道能登島58号線との交差点（能登島閨町地内）から主要地方道七尾能登島公園線との交差点（能登島半浦町地内）まで

・のとじま水族館管理道路

県道田尻祖母浦半浦線との交差点（能登島曲町地内）から市道能登島173号線との交差点（能登島曲町地内）まで

・市道能登島173号線

のとじま水族館管理道路との交差点（能登島曲町地内）から県道田尻祖母浦半浦線との交差点（能登島曲町地内）まで

・県道田尻祖母浦半浦線

市道能登島173号線との交差点（能登島曲町地内）から市道能登島119号線との交差点（能登島二穴町地内）まで

・市道能登島119号線

県道田尻祖母浦半浦線との交差点（能登島二穴町地内）から広域農道との交差点（能登島向田町地内）まで

・広域農道

市道能登島119号線との交差点（能登島向田町地内）から主要地方道七尾能登島公園線との交差点（能登島向田町地内）まで

・主要地方道七尾能登島公園線

広域農道との交差点（能登島向田町地内）から県道和倉和倉停車場線との交差点（石崎町香島1丁目地内）まで（うち市街地部：石崎町香島一丁目24地先から県道和倉和倉停車場線との交差点まで）

・県道長浦中島線

県道長浦小牧線との交差点（中島町鹿島台地内）から湾岸道路との交差点（中島町瀬嵐地内）まで

・湾岸道路

県道長浦中島線との交差点（中島町瀬嵐地内）から市道和倉2号線との交差点（奥原町地内）まで

・市道和倉2号線

湾岸道路との交差点（奥原町地内）から市道和倉19号線との交差点（和倉町地内）まで（うち市街地部：市道和倉29号線との交差点から市道和倉19号線との交差点まで）

・市道和倉19号線

市道和倉2号線との交差点（和倉町地内）から県道和倉和倉停車場線との交差点（和倉町地内）まで（全線市街地部）

・県道和倉和倉停車場線

市道和倉19号線との交差点（和倉町地内）から主要地方道七尾能登島公園線との交差点（石崎町香島1丁目地内）まで（全線市街地部）

・市道石崎39号線

主要地方道七尾能登島公園線との交差点（石崎町地内）から市道石崎38号線との交差点（石崎町地内）まで

・市道石崎38号線

市道石崎39号線との交差点（石崎町地内）から市道石崎1号線との交差点（石崎町地内）まで

・市道石崎1号線

市道石崎38号線との交差点（石崎町地内）から港湾道路との交差点（石崎町地内）まで

・港湾道路

市道石崎1号線との交差点（石崎町地内）から市道西湊138号線との交差点（祖浜町地内）まで

・市道西湊138号線

港湾道路との交差点（祖浜町地内）から市道西湊30号線との交差点（津向町地内）まで（うち市街地部：津向町和田1-1地先から市道西湊30号線との交差点まで）

・市道西湊30号線

市道西湊138号線との交差点（津向町地内）から市道西湊66号線との交差点（小島町地内）まで（全線市街地部）

・市道西湊66号線

市道西湊30号線との交差点（小島町地内）から市道七尾西6号線との交差点（小島町地内）まで（全線市街地部）

・市道七尾西6号線

市道西湊66号線との交差点（小島町地内）から市道七尾西41号線との交差点（三島町地内）まで（全線市街地部）

・市道七尾西41号線

市道七尾西6号線との交差点（三島町地内）から臨港道路との交差点（府中町地内）まで（全線市街地部）

・臨港道路

市道七尾西41号線との交差点（府中町地内）から一般国道160号との交差点（矢田新町地内）まで（全線市街地部）

・一般国道160号

臨港道路との交差点（矢田新町地内）から県道庵鵜浦大田新線との交差点（大田町地内）まで（全線市街地部）

・県道庵鵜浦大田新線

一般国道160号との交差点（大田町地内）から一般国道160号との交差点（庵町地内）まで（うち市街地部：一般国道160号との交差点から大田町114-1-6地先まで）

・一般国道160号

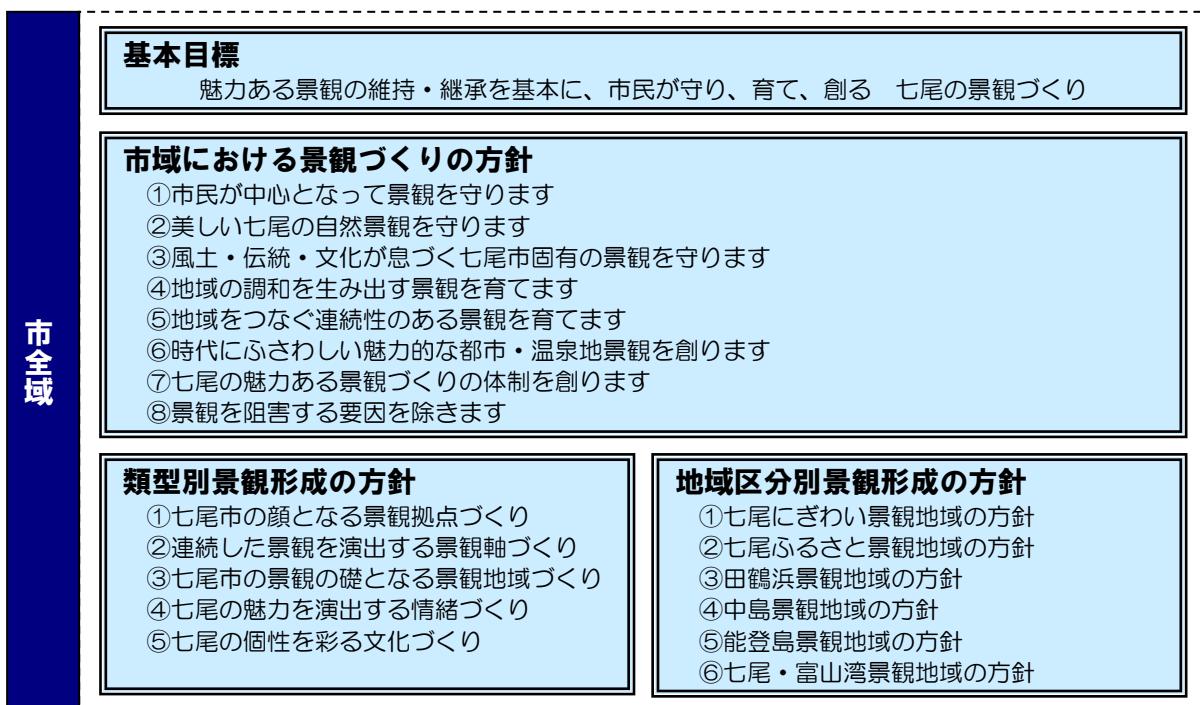
県道庵鵜浦大田新線との交差点（庵町地内）から富山県境まで

第2章 良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針の全体構成は、以下のとおりです。

市全域については、「基本目標」及び「市域における景観づくりの方針」を掲げるとともに、市全域を「類型別」及び「地域別」に区分し、区分ごとの方針を定めます。

【良好な景観の形成に関する方針の全体構成】



2-1 基本目標

七尾市における基本目標は、「魅力ある景観の維持・継承を基本に、市民が守り、育て、創る 七尾の景観づくり」とします。

魅力ある景観の維持・継承を基本に、 市民が守り、育て、創る 七尾の景観づくり

七尾市には、古来より山地、河川、港などの豊かな自然に恵まれ、これらを活用した農林漁業が営まれてきました。里山からの栄養豊かな土壌が川を流れ、海に流れ出て実りある農産物やカキをはじめとする豊かな水産資源をもたらすなど、豊かな自然が連携しあいながら今日の七尾市をつくり、魅力ある景観を形成しています。

七尾市の景観づくりには、こうした長い歴史を通して受け継がれてきた自然や歴史、文化との連携を重視しながら、魅力ある景観資源の適切な維持・保全を基本として、新しい世代に確実に受け継いでいくことが重要です。

また、七尾の魅力ある景観づくりは、そこに暮らす人々が七尾の美しさに愛着や誇り、快適性を感じるとともに、その素晴らしさについて、子供たちや七尾を訪れる人々に伝えてこそ、意義のあるものとなります。このため、市民が主体となって、景観づくりを行政とあいだすえながら、自然の恵みと生活とが密接に関わる中で育まれた魅力ある景観を繋げていくことが重要です。

このように、市民主体による景観づくりを進める中で、地域の魅力増進が図られるとともに、七尾の景観への愛着と誇りが醸成され、市内外の様々な人との景観を通じた交流の促進による、七尾市のさらなる発展を目指します。

2-2 市域における景観づくりの方針

基本目標を達成するために、七尾市における景観づくりの方針を示します。

1. 市民が中心となって景観を守ります

市民一人一人が景観に対する意識を高めるとともに、身近な環境を見つめ直し、積極的に景観づくりに取り組むことで、七尾市の景観を守っていきます。その第一歩として、景観教育などを推進していきます。

2. 美しい七尾の自然景観を守ります

自然保全のための規制・誘導を行うとともに、市民一人一人が自然の大切さに理解を深めていくことで、青く美しい海や川、山地・丘陵・田園からなる緑の大地など、七尾をとりまく豊かな自然を守ります。

3. 風土・伝統・文化が息づく七尾市固有の景観を守ります

季節の移り変わり、行事や慣習などを通して風土・伝統・文化を再確認することで、それらが息づく自然や歴史景観、また、それらと調和したまち・集落景観など七尾市固有の景観を守っていきます。

また、地域の気候風土、伝統文化が息づく個性と魅力ある景観の保全・継承のため、景観資源の保全と併せ、景観を形づくる市民の生活習慣や産業の保護・育成を図ります。

4. 地域の調和を生み出す景観を育てます

地域住民に景観づくりへの積極的な参加を呼びかけ、また、地域ごとの景観資源を磨くことで、七尾西・南湾を包み込むように形成された市域の調和と各地域の個性を育てます。また、和倉温泉は、日本有数の観光地の一つとして一体的な景観を育てます。

5. 地域をつなぐ連続性のある景観を育てます

道路沿道、海岸線、河川などの線的な景観づくりに取り組むことで、市域に点在する景観資源を結び、連続して楽しめる景観を育てます。

6. 時代にふさわしい魅力的な都市・温泉地景観を創ります

「国府」、「城下町」、「港町」という各時代の七尾独特の歴史・文化を受け継ぐとともに、時代の変化を的確に捉え、今日にふさわしい魅力的な都市・温泉地景観を創ります。

7. 七尾の魅力ある景観づくりの体制を創ります

景観づくりを円滑に推進していくために、景観に携わる人と人を結ぶとともに、情報を共有できる体制を創ります。

8. 景観を阻害する要因を除きます

七尾の魅力ある良好な景観を守るために、それらを阻害する要因を取り除きます。

2-3 類型別景観形成の方針

1. 類型区分

景観づくりの目標や方針を受け、七尾市域を景観の観点から以下のように類型化し、類型ごとの方針を設定します。

(1) 七尾市の顔となる“景観拠点づくり”

多くの人々が集散し、七尾市の景観を特徴づけ、七尾市の顔となる拠点として、魅力ある景観を形成する必要があります。

- | | |
|------------------------------|---------|
| ○中心市街地拠点 | ○和倉温泉拠点 |
| ○交通拠点（インターチェンジ、七尾港、JR・のと鉄道駅） | |

(2) 連続した景観を演出する“景観軸づくり”

地域に点在する景観資源を有機的につなげるとともに、軸そのものが、移動に応じて変化に富んだ特徴と魅力あるシーケンス景観※を形成する必要があります。

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| ○七尾西湾沿岸軸 | ○七尾南湾沿岸軸 | ○七尾北湾沿岸軸 |
| ○富山湾沿岸軸 | ○幹線道路軸 | ○鉄道沿線軸 |
| ○河川・用水・潟軸 | | |

(3) 七尾市の景観の礎となる“景観地域づくり”

七尾市の景観を構成する背景・土台となるものとして、水系や地形、土地利用に応じたまとまりのある景観を形成する必要があります。

- | | |
|----------|--------|
| ○まち・集落地域 | ○七尾湾地域 |
| ○山地・里山地域 | ○田園地域 |

(4) 七尾の魅力を演出する“情緒づくり”

季節や時間帯に応じて刻々と変化する景観を適切に捉え、各景観資源の特徴を最大限に活かすとともに、季節に応じた情緒あふれる景観を形成する必要があります。

- | | |
|--------|--------|
| ○祭り・行事 | ○季節・時間 |
|--------|--------|

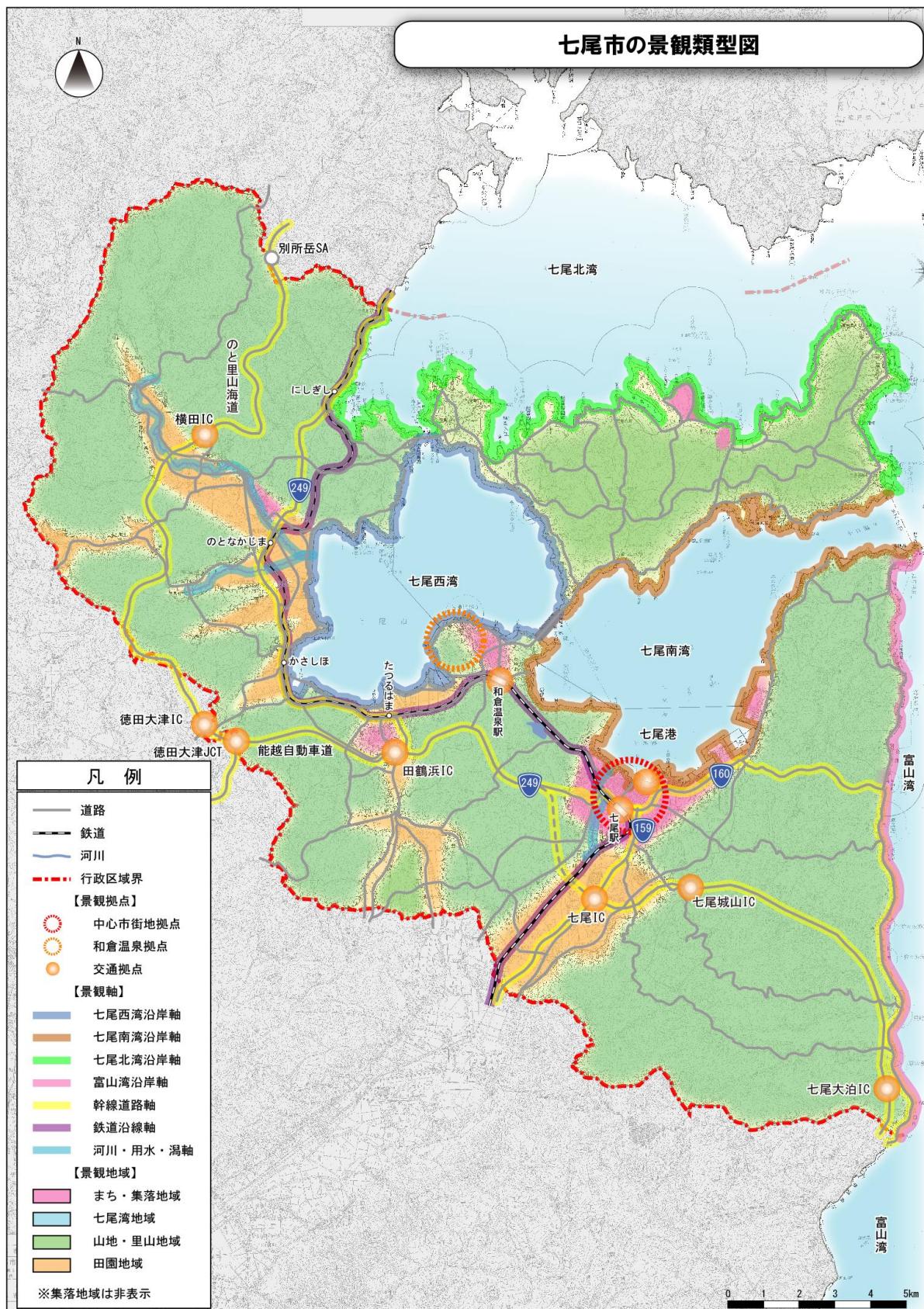
(5) 七尾の個性を彩る“文化づくり”

七尾市の景観は、人々の営みの下、産業や生活習慣、伝統が蓄積されながら、固有の文化として今日に受け継がれてきました。これら七尾の文化的な景観を大切にするため、人々の生活と一体となった景観を形成する生活習慣や産業の保護・育成を図ります。

- | |
|------------------------|
| ○生活や生業と一体となった景観（文化的景観） |
| ○七尾の歴史背景を反映した景観 |

※シーケンス景観

視点を移動させながら、例えば歩きながら、もしくは車を運転しながら、見えているものが次々と移り変わっていく景観



2. 類型別景観形成の方針

(1) 七尾市の顔となる“景観拠点づくり”

多くの人々が集散し、七尾市の景観を特徴づけ、七尾市の顔となる拠点として、魅力ある景観を形成する必要があります。

① 中心市街地拠点

本拠点は、古くから加賀と能登を結ぶ広域交通の拠点であり、「城下町」、「港町」として受け継がれてきた伝統・文化が息づく景観を大切にし、新しい顔と歴史ある顔が交わる個性豊かな景観づくりを進めるとともに、本市の顔となる市街地として、魅力と賑わいが感じられる都市景観を形成します。



郡町の街並み

② 和倉温泉拠点

本拠点では、海に面する温泉地としての立地条件を活かし、温泉地特有の情緒・風情のある景観を創出することで、旅館単体の意匠だけでなく、温泉街を歩いて楽しめる空間として、能登観光の拠点にふさわしい景観づくりを一体的に進めます。



和倉温泉 湯元の広場

③ 交通拠点（インターチェンジ、七尾港、JR・のと鉄道駅）

本拠点は、七尾市への玄関口である能登有料道路および能越自動車道のインターチェンジ、七尾港、JR・のと鉄道駅の周辺であって、七尾市の第一印象を与える重要な場所のひとつです。景観に配慮したサインなどで来訪者を目的地に誘うとともに、交流都市にふさわしい玄関口の景観づくりを進めます。



七尾港に寄港した帆船（七尾百景）

(2) 連続した景観を演出する“景観軸づくり”

地域に点在する景観資源を有機的につなげるとともに、軸そのものが、移動に応じて変化に富んだ特徴と魅力ある景観（シークエンス）を形成する必要があります。

① 七尾西湾沿岸軸

七尾西湾沿岸は、海辺越しのまちなみや島々や丘陵地、穏やかな水面に広がる力キ棚、船小屋など、様々な景観を連続的に楽しめることから、沿道の自然保全はもちろん、その魅力を活かした周遊観光ルートや眺望点の確保によって、魅力ある景観づくりを進めます。



七尾西湾道路

② 七尾南湾沿岸軸

七尾南湾沿岸は、海辺越しの能登島や崎山半島、和倉温泉のまちなみ、立山連峰の眺望など、南湾を介して対岸の眺めが連続的に楽しめるとともに、能登島に鹿が渡ったことが由来とされる鹿渡島や雄島・雌島と結ぶ大田海門寺など、景観を取り巻く歴史的な背景も豊富なことから、沿道の自然や対岸からの眺めを意識した景観の保全、歴史的背景を活かした景観の継承と創出等によって、魅力ある景観づくりを進めます。



寺島の朝（七尾百景）

③ 七尾北湾沿岸軸

七尾北湾沿岸は、穴水町～能登町と海岸線が一望できるとともに、能登島ガラス美術館等の施設からは七尾北湾が眼下に開け、優美な能登内浦の眺望景観が美しく見えることから、穴水町との連続性のある景観づくりに配慮しながら、沿道の自然の保全や眺望点の確保とともに、沿道景観を阻害する建物の形態等や華美な屋外広告物等を抑制、沿道建物の形態・色彩等の抑制等により、魅力ある景観づくりを進めます。



能登島の入り江・七尾北湾（七尾百景）

④ 富山湾沿岸軸

富山湾沿岸は、海辺越しの立山連峰の眺望をはじめ、灘浦や百海地区における定置網と棚田の景観など、伝統的な産業と生活が密接にかかわった個性ある景観が広がっていることから、立山連峰への眺望を確保するとともに、定置網や棚田などの伝統的な産業の保全・継承とあわせ、人々の生活・暮らしに根付いた、個性と魅力ある景観づくりを進めます。



七尾灘浦海岸の定置網（七尾百景）

⑤ 幹線道路軸

本軸は、地域や景観拠点を結ぶ能登有料道路、能越自動車道、国道など幹線道路であって、市民や観光客など多くの人が利用します。沿道の自然保全、建築物や屋外広告物などの景観的な配慮を促し、車窓や歩行での変化する眺めが楽しめる景観づくりを進めます。



国道 249 号（市役所前交差点）

⑥ 鉄道沿線軸

本軸では、道路からの眺めとは趣が異なる鉄道沿線の特色を活かし、鉄道周辺の景観に配慮することで、鉄道への眺め、また、車窓からの眺めを情緒豊かに演出する景観づくりを進めます。



日用川鉄橋を渡るのと鉄道（七尾百景）

⑦ 河川・用水・潟軸

御祓川、吉田川、熊木川等の河川、大津潟や赤浦潟に代表される本軸では、これら軸と市民生活との関わりや歴史背景を大切にしながら、周辺環境と調和した護岸改修、親水空間の確保、生態系の保全を図ることによって、生活や産業と密着した、市民の憩いの場となる景観づくりを進めます。



幻想的なホタルの光・吉田川（七尾百景）

(3) 七尾市の景観の礎となる“景観地域づくり”

七尾市の景観を構成する背景・土台となるものとして、地形や土地利用に応じたまとまりのある景観を形成する必要があります。

① まち・集落地域

市街地では、伝統的な商家の意匠や暖簾が受け継がれた、歴史感のあるまちなみが残されているほか、七尾駅前では、洗練された新たな都市景観が形作られています。

また、市域に点在する集落では、地域の風土に調和した伝統的な建築様式や素材、色彩が受け継がれ、趣きのある集落景観が形成されています。

本地域では、市民の生活・産業が景観と調和して相乗効果をもたらすように、生産活動等に配慮しながら、地域の特性に応じた建築物・工作物の景観誘導などを進めます。



曲地区の街並み

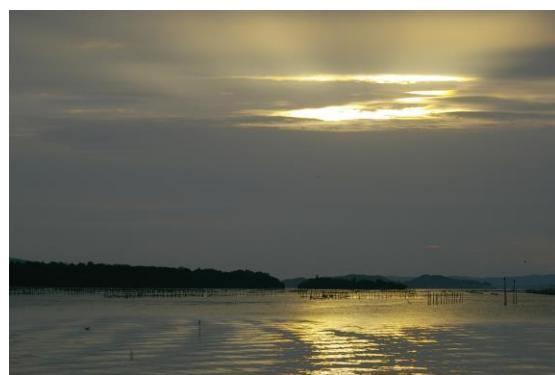
② 七尾湾地域

七尾市は、能登内浦としての波穩やかな海岸景観が広がるほか、渡り鳥の渡来地である大津潟など、季節の変化に応じて様々な趣を見せる景観資源に恵まれるとともに、水辺や海辺越しに見える山並みや島々の景観など、特徴ある景観が形成されています。

本地域では、水質の保全や海・湖沼景観を阻害する建築物・工作物の規制・誘導などによって、青く美しい七尾西湾・南湾・北湾、富山湾、赤浦潟などの水辺空間の保全を進めます。

また、海を眺める景観だけでなく、海から陸やまちを眺める景観にも配慮するとともに、航路の利活用による七尾湾の魅力ある景観を再発見していきます。

さらに、伝統的産業及び生活と密接に関わる定置網が見られる灘浦の一帯などは、文化的景観として重要性が高く、積極的に保全していきます。



七尾西湾の朝景（七尾百景）

③ 山地・里山地域

七尾市は、石動山系の比較的低い城山や赤蔵山、別所岳の山並みに囲まれ、生活との関わりが深い森林など豊かな緑が広がる景観が形成されています。

本地域では、山地・里山景観を阻害する建築物・工作物の規制・誘導、市域を見渡せる眺望点の確保などによって、緑豊かな山地・里山の保全を進めます。



城 山



赤蔵山

④ 田園地域

七尾市は、地域の風土に調和した伝統的な建築様式や素材、色彩が受け継がれ、趣きのある農村集落が広がっており、棚田やホタル・魚が見られる清らかな用水など、心癒す田園風景が形成されています。

本地域では、耕作放棄地の増加を抑制するために、ワークショップなどの景観教育を通じて田園景観の大切さを伝えていくことで良好な農地を保全します。

豊川地区水田から見ると鉄道
(七尾百景)

(4) 七尾の魅力を演出する“情緒づくり”

季節や時間帯に応じて刻々と変化する景観を適切に捉え、各景観資源の特徴を最大限に活かすとともに、季節に応じた情緒あふれる景観を形成する必要があります。

① 祭り・行事

七尾市では、青柏祭、向田の火祭、お熊甲祭りなどの祭りや行事が継承されています。景観に彩を添える祭りや行事の意義を理解し、将来に継承させることで、賑わいと情緒ある景観づくりを進めます。

また、これら祭りや行事の勇壮性を維持するため、まちなみの高さや意匠の統一など、祭りや行事と一体となった景観づくりを進めます。



青柏祭（七尾百景）



能登島向田の火まつり（七尾百景）

② 季節・時間

季節によって姿を変える草花や樹木、まちの風景を白色に染める冬の雪は、七尾の魅力を高める演出効果をもたらすとともに、夜明け・日中・夕暮れ・夜間など時間の変化は、景観に深みを持たせます。多様な表情を持つ七尾を演出するために、季節・時間にも配慮した景観づくりを進めます。



彼岸花と稻ハザ（七尾百景）



七尾フィッシャーマンズワーフ（七尾百景）

(5) 七尾の個性を彩る“文化づくり”

市民の生活や生業と一体的に景観を捉え、暮らしに根付いた景観として適切に保全・育成を図るとともに、先人たちが捉えた七尾の優れた景観への認識を追跡し、その歴史的な背景を反映させながら、魅力ある景観づくりを進める必要があります。

① 生活や生業と一体となった景観（文化的景観）

七尾市の魅力ある景観は、豊富な自然資源や歴史的なまちなみだけで語られるものではなく、灘浦をはじめとする定置網漁と棚田での農業による半農半漁の生活形態など、気候風土を活用した産業や生活習慣が生まれ、個性ある歴史や伝統となり、七尾固有の文化として受け継がれてきた結果、他都市には無い個性ある景観が形作られています。

これら七尾の文化的な景観を大切にするため、個々の景観要素の保全だけでなく、人々の生活と一体となって景観を形成する生活習慣や産業の保護・育成を図ります。

② 七尾の歴史背景を反映した景観

今日の七尾市の景観は、長い歴史の中で培われてきたものであり、美しい景観の様子を唄にして残したり、「能登八景」として良好な景観を絵画に残したりするなど、七尾の景観の素晴らしさを今日に伝えています。

また、今日の市街地や敷地の形態も、城下町特有の町割りや、河川を活用した産業との関係をはじめ、風の通り道等を考慮して形成された街道筋の形態など、様々な要素が関係しながら形成されています。

景観づくりを進めるにあたっては、こうした先人たちの景観に対する認識や、今日の市街地形態の形成に至る歴史背景を七尾市の文化の一つとして十分考慮し、個性と魅力ある景観づくりに反映させていくことが必要です。

2-4 地域区分別景観形成の方針

1. 地域区分

景観づくりの目標や方針を受け、七尾市域を景観の観点から以下のように地域区分し、各地域の特性に応じた景観形成の方針を設定します。

(1) 七尾にぎわい景観地域

七尾の歴史・文化を色濃く残す市街地や、能登の重要な温泉拠点である和倉温泉を含んだ地域で、歴史・文化を感じる景観づくりや、来訪者を魅了する景観を形成する必要があります。

(2) 七尾ふるさと景観地域

七尾市域に広がる山地・丘陵地、田園地帯や集落地を含んだ地域で、豊かな自然環境を保全・維持する必要があります。

(3) 田鶴浜景観地域

旧田鶴浜町の市街地を含んだ地域で、七尾西湾沿岸の景観保全をはじめ、田鶴浜の歴史的なまちなみの景観形成をはじめ、歴史・文化を感じる景観づくり、徳田大津インターチェンジへのアクセス道路沿道の景観形成などを図る必要があります。

(4) 中島景観地域

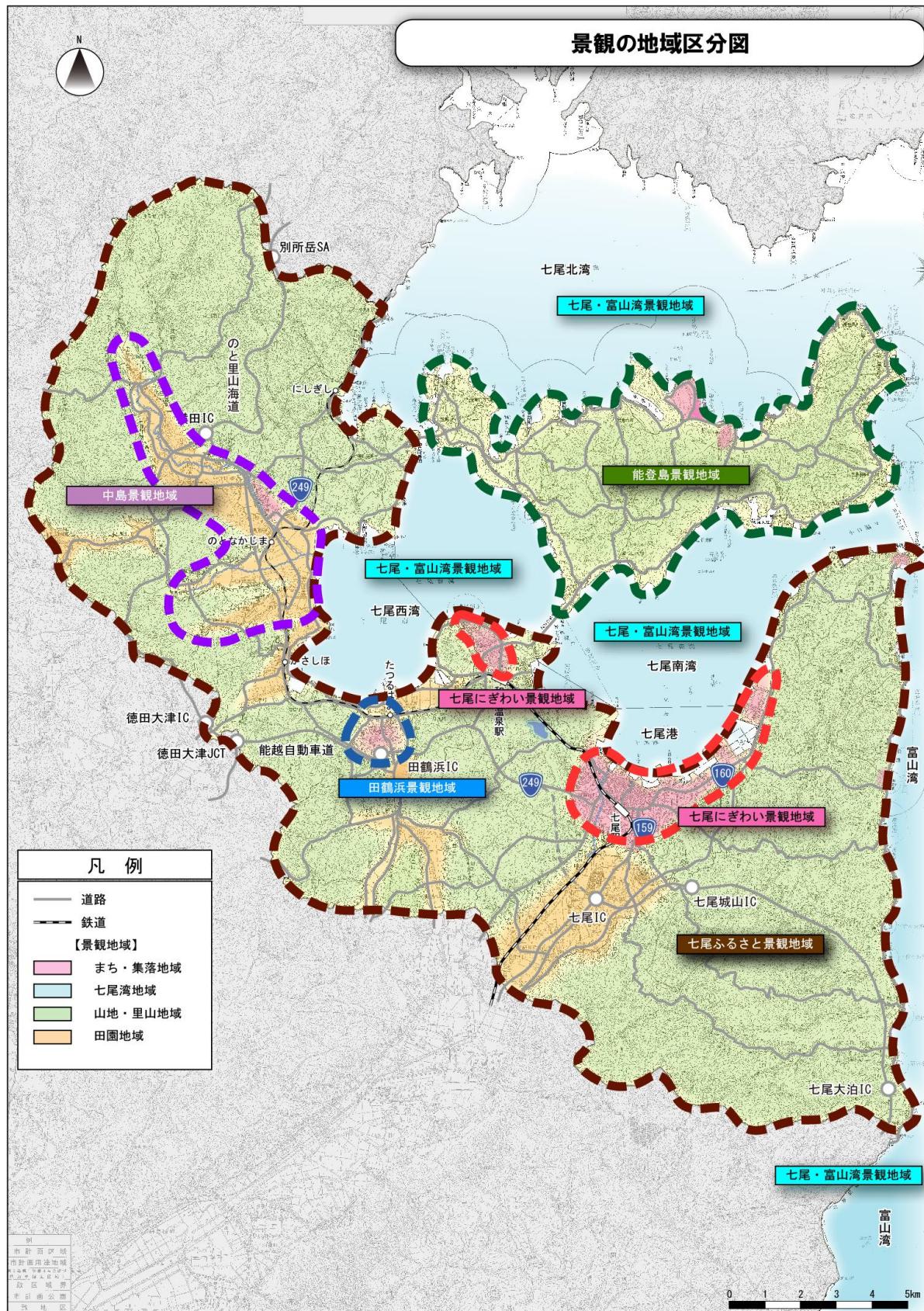
旧中島町の市街地を含んだ地域で、熊木川や日用川沿線のうるおいのある景観づくりや、歴史性のあるまちなみや建築物の保全継承、豊かな田園景観の維持保全などを図る必要があります。

(5) 能登島景観地域

能登島全体を含んだ地域で、豊富な自然資源の維持保全と、自然に溶け込み、統一された集落のまちなみの継承を図るとともに、観光資源と連携した魅力ある景観づくりを図る必要があります。

(6) 七尾・富山湾景観地域

七尾市を取り囲む七尾湾と富山湾を含めた地域で、水質や点在する島々の環境保全を基本としながら、定置網など個性ある景観を構成する産業の保全・継承を図るとともに、沿岸地域の適切な景観誘導や七尾湾航路の活用等を図る必要があります。



2. 地域区分別景観形成の方針

(1) 七尾にぎわい景観地域

人々の活気が感じられる都市景観や温泉地景観を形成するとともに、七尾の歴史的背景を踏まえて、城下町、港町としての趣を大切にした個性豊かな景観づくりを進めます。

① 七尾の玄関口となる交通拠点（港・駅）の形成

七尾湾やJR七尾駅周辺の開発を踏まえるとともに、周辺の景観資源を活かしながら、人々が集い、交流する新しい拠点景観を形成します。

- 海への眺望を活かした七尾湾沿岸軸の形成
- 港町ロマンをひきたてる七尾港周辺の景観形成
- 交流都市をイメージする駅周辺の都市景観の形成

② 水と緑を身边に感じる都市景観の形成

中心市街地などの緑化を推進するとともに、御祓川などの水辺景観を活かした独自性のある魅力を備えた都市景観を形成します。

また、波穏やかな七尾湾の特性と、海を利用した移動を行ってきた歴史的背景を鑑み、海から街を眺める機会の創出や海からの眺めに配慮したまちなみ景観の形成を図ります。

- 七尾文化にふれあえる交流スポットの形成
- アイストップ[※]となる施設景観の育成
- 水辺を活かした緑豊かな河川軸の形成
- 和倉温泉等と結ぶ航路の確保による海からまちなみを眺める機会の創出
- 幹線道路沿道の街路樹や宅地内緑化の育成

③ 城下まちの歴史と伝統を伝える回廊の形成

山の寺寺院群の歴史的環境の保存に加えて、小丸山、旧市街地の町割などの資源を活用し、近世城下町の歴史や青柏祭などの伝統行事の趣を伝える景観を形成します。

- 落ち着きと華やぎが調和する歴史景観の育成
- 歩いて楽しめる歴史伝統的なまちなみの形成
- 登録文化財の保全と、景観誘導における意匠の基準としての活用

④ 人々を魅了する個性豊かな温泉地景観の形成

風光明媚な七尾湾に面する和倉温泉特有の情緒・風情を活かして、人々を魅了する個性豊かな景観を形成します。

- 地域住民による温泉地の景観ルールづくり
- 海への眺望を活かした七尾湾沿岸軸の形成
- 観光客が散策して歩けるまちなみ景観の創出

※アイストップ 見通しのよい街路空間の正面などに配される造形要素

(2) 七尾ふるさと景観地域

豊かな自然環境を守りながら、これらと調和した集落景観を形成していきます。

① 七尾の景観を形づくり背景となる自然景観の保全と育成

七尾の海岸沿いや里山、河川等の自然景観は、七尾市の魅力ある景観の基礎となるものであり、適切に保全・継承するとともに、点在する集落と調和し、市民の心を安らげる豊かな自然景観を保全、育成します。

- 風向明媚な七尾の海岸景観の保全
- 七尾の景観背景となる山地・丘陵の保全
- 広々とした心安らぐ田園景観の保全、育成
- 季節感豊かな河川景観の保全、育成

② 風土に調和した集落景観の育成

地域の風土に調和した伝統的な建築様式や素材・色彩を受け継ぎ、自然を身近に感じながら四季の移ろいを楽しめる集落景観を育成します。

- 七尾の風土に調和した集落景観の育成
- 四季の移ろいを楽しめる景観の演出
- 赤蔵山の里山景観の保全
- 別所岳や虫ヶ峰の山地・丘陵景観の保全
- 地域の生活や産業と一体となった地域特有の景観の保全



小牧・外の棚田



観音島（七尾百景）

(3) 田鶴浜景観地域

七尾西湾や山地・丘陵の自然景観の保全、良好な田園景観の保全・育成、また、徳田大津インターチェンジ周辺への良好な沿道景観を形成していきます。

① 七尾西湾沿岸の景観の保全

七尾西湾への眺望、渡り鳥の渡来地である大津潟や野鳥公園など、自然と調和する景観資源を大切に保全します。

- 七尾西湾や大津潟の水辺景観の保全
- 力キ棚・船小屋など地域特有の産業、生活様式の保全と継承
- 自然と調和した景観資源の保全

② 歴史的まちなみ景観と良好な田園景観の保全と育成

地域の風土に調和した伝統的な建築様式を受け継ぐまちなみの景観や、東嶺寺をはじめとする歴史性のある建築物の保全・継承を図ります。

- 風土・伝統を受け継ぐ集落景観の保全、育成
- 良好な田園景観の保全、育成
- 歴史的まちなみ景観と調和する清らかな用水の保全

③ 交通拠点（インターチェンジ）や良好な沿道景観の形成

七尾市への玄関口となる徳田大津インターチェンジ周辺の景観に配慮するとともに、市内と連絡する幹線道路、また、七尾西湾のシーカエンス景観が楽しめる湾岸道路の良好な沿道景観を形成します。

- 徳田大津インターチェンジ周辺の景観形成
- インターチェンジと市内を結ぶ幹線道路沿道景観の形成
- 松並木が美しい湾岸道路の眺望保全



東嶺寺山門(七尾百景)



七尾西湾の力キ棚(七尾百景)

(4) 中島景観地域

主景として捉える田園景観の保全・育成、風土・伝統・文化を受け継ぐ歴史景観の形成、また、自然景観の保全と良好な沿道景観を形成していきます。

① 主景となる田園景観の保全と育成

良好な田園景観を主景として捉えながら、それらと調和した集落景観を一体的に保全、育成します。

- 良好的な田園景観の保全、育成
- 田園と一体となった集落景観の保全、育成

② 風土・伝統・文化を受け継ぐ歴史景観の形成

地域に点在する文化財の保全、お熊甲祭りなどの伝統的な行事を受け継ぐとともに、歴史的なまちなみの形成過程にも配慮しながら、趣のあるまちなみとしての保全、継承を図ります。

- 景観資源となる文化財や行事などの保全
- 熊木川と街道との関係を重視した歴史的まちなみの形成
- 歴史景観を育成する拠点の形成

③ 七尾西湾沿岸や河川の景観の保全

七尾西湾沿岸への眺望、熊木川、日用川沿線の水辺景観など、豊かな自然を保全するとともに、地域の美しい自然を眺め、体感できる良好な沿道景観を形成します。

- 七尾湾や熊木川、日用川の水辺景観の保全
- 横田インターチェンジと市内を結ぶ幹線道路沿道景観の形成



お熊甲祭(七尾百景)



熊木川

(5) 能登島景観地域

魅力あふれる自然の保全と、自然に溶け込んだ集落景観の育成、また、先人から受け継がれる伝統・文化と新たな文化が融合した景観を形成していきます。

① 能登島の魅力あふれる自然景観の保全、育成

山海や田園など魅力あふれる能登島の自然景観を保全するとともに、来訪者が自然型観光を楽しめるように景観を育成します。

- 山海や田園など自然景観の保全
- 自然型観光に寄与する景観の演出

② 自然と調和した集落景観の保全、育成

周囲の自然との調和を図りながら、住民が誇りを持ち、快適に暮らせる集落景観を育成します。

- 漁港の風景と一体となった漁村集落の保全、育成
- 山地や田園と調和した農山村集落の保全、育成

③ 能登島の伝統・文化と新たな文化が融合した景観の形成

向田の火祭などの伝統的な行事や文化といった歴史景観を保全しながら、能登島ガラス美術館などから生まれる新たな文化が融合した景観を形成します。

- 能登島の伝統・文化を受け継ぐ歴史景観の保全
- 歴史景観と融合した新たな文化的景観の育成



能登島野崎町(七尾百景)



向田の火祭(七尾百景)

(6) 七尾・富山湾景観地域

七尾湾、富山湾の水質保全と、点在する島々の自然環境の保全を基本としながら、七尾湾、富山湾に展開する個性ある産業を保全・継承し、個性ある七尾湾、富山湾の景観を形成していきます。また、沿岸地域の適切な景観誘導や七尾湾航路の活用等を図り、七尾湾、富山湾の魅力を更に高めていきます。

① 七尾湾、富山湾の清らかな水質の保全

七尾湾、富山湾の水質保全に向け、海へ流れ出る生活排水、工業排水の低減や公共下水道事業の推進など、七尾湾、富山湾の水質保全を進めます。

- 生活排水対策推進計画等に基づく、水質保全の推進
- 公共下水道事業の推進
- 海岸清掃など、海岸保全活動の推進

② 七尾湾、富山湾の水産資源の保護

資源に見合った漁獲などの管理体制強化や、外来魚の駆除等による生態系の保護を進め、七尾湾、富山湾の個性と魅力ある産業の維持・発展させることで、定置網や沿岸漁業など、地域の産業と深く係わりあう七尾湾、富山湾の景観維持・保全を図ります。

- 外来魚の駆逐、在来魚の保全による生態系の保全
- 網目の拡大や禁猟など適切な資源管理

③ 七尾湾、富山湾沿岸の適切な景観誘導

七尾湾や富山湾を介して対岸を眺め、または眺められる景観に留意し、沿岸や湾に沿って走る道路沿道について、屋外広告物や建築物などに対する景観誘導を図ります。

また、景観誘導にあたっては、力キ棚や唐島、野鳥公園など、穏やかな水面と自然豊かな七尾西湾、木材加工基地・エネルギー港湾として、重要港湾である七尾港を有する七尾南湾、定置網による伝統的な漁業と立山連峰の眺望もできる富山湾など、特性に応じた適切な景観誘導を展開します。

- 沿道建物の形態・色彩等の抑制
- 沿道屋外広告物の抑制
- 視点場^{*}の確保や整備保全

④ 航路としての七尾湾、富山湾の利用促進

七尾湾や富山湾を活用した水上交通の利活用により、七尾湾や富山湾の美しさや、湾からまちなみを眺める機会をつくり、七尾湾、富山湾に包まれた七尾市の特徴と魅力を積極的に活用します。

- 七尾湾を利用した水上航路の導入・活用検討

※視点場

景観の対象を取り巻く空間。不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できる場

第3章 行為の制限に関する事項

3-1 届出対象行為（景観法 第16条 第1項 第1号・第2号関係）

届出対象行為は、下記に示す建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更とします。

届出対象行為一覧

行為の種類	届出対象規模	
	景観計画区域	特別地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積500m ² を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は建築面積200m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
煙突		
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く）		
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの		
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの		
擁壁	高さが13mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが10mを超えるもの
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの		
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設		
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設		
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設		
建築面積が300m ² を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設		
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が1,500m ² を超えるもの	
土地の形質の変更（開発行為を除く）	造成面積が1,500m ² を超えるもの	

届出対象図



3-2 行為の制限に関する基準（景観法 第8条 第3項 第2号関係）

景観計画区域において、建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、以下の基準を満たすものとします。

1. 共通事項

- ・届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- ・行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。

2. 建築物の建築等及び工作物の建設等

項目	景観形成基準
位置	<p>1) 周辺景観全体から見た建築物等の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸の近傍にあっては、海上や対岸からの見え方、沿線道路から海への見通しに配慮する。 ・山稜の近傍にあっては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する。 ・優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置・高さとする。 ・敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。 ・調和のとれたまちなみの連續性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面位置や外構えをできる限りそろえるなど、良好なまちなみ景観の形成に配慮する。 ・自然の風景（ランドスケープ）を広範囲に遮らないような位置、高さとする。 ・隣接する空閑地（オープンスペース）との連続性を確保するよう配慮する。 ・まちなみ等周囲から突出した高さとしないよう配慮する。 <p>●建築物等の新築・増改築等に付隨して設置される自動販売機の設置位置にかかる追加基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路から見通せない位置に設置することを基本とする。道路から見通せる位置に設置する場合は、直接見えないような配慮や修景を行う。 <p>●携帯電話基地局等の設置位置にかかる追加基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波塔が与える圧迫感を軽減させるため、できる限り住宅地及び主要道路等から離れた位置に設置する。 ・電波塔柱部分が自然林などに遮蔽される場所を選定する。 ・既設建築物や法面等を利用し、極力電波塔の高さを抑える工夫をする。 ・携帯電話基地局等が必要な理由を明確に説明できる場所とする。 <p>2) 敷地内の建築物等の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の多い幹線道路や他市町からの主要な流入出経路となる道路等の公共用地に接する敷地境界からは、まちなみとの調和及び連續性に配慮した配置とする。 ・敷地が角地となる場合は、隅切りや植樹などにより、安全でゆとりある空間を確保できるよう配慮する。 ・敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。

事項	景観形成基準
外観の形態・意匠	<p>1) 周辺景観全体から見た建築物等の形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する形態・意匠とするよう配慮する。 ・まちの賑わいや交流が求められる中心市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。 ・自然景観の優れた場所では、勾配屋根の採用等、自然景観との調和に配慮する。 ・能登の海岸線沿いを、日本の原風景である里山里海の景観が残る資源として一体的に捉え、海岸沿いに形成された、伝統的な建築様式（黒瓦・下見板張り）の建築物からなる農漁村集落など歴史的・文化的な景観の保全に配慮する。 <p>●建築物等の新築・増改築等に付隨して設置される自動販売機の設置位置にかかる追加基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ光量を抑え、落ち着いた夜間の環境に配慮する。 <p>●携帯電話基地局等の設置位置にかかる追加基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてモノポール型（鋼管柱）とする。ただし、設置場所が山間部であり、人目につかない場所である場合は協議のうえ決定する。 ・アンテナ部分は景観に与える影響が大きいリング状のものを避け、できる限り簡素な形態とする。 <p>2) 敷地内の建築物等の形態・意匠</p> <p>①壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面はできる限り避け、適度な陰影や変化を付けるなど、単調にならず、圧迫感を与えないよう配慮する。 <p>②屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な背景から調和の取れたまちなみや農山漁村の集落として連続性または統一性が尊重されている地域においては、勾配屋根を基本とし、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 <p>③建築設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物等との一体性を確保するよう配慮する。 <p>④付属物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、ベランダ等は、本体建築物等と一体化する等、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。 ・空気調和設備等の屋外機は、設置する位置を工夫し、外部から直接見えないよう配慮する。 ・ベランダ等は、洗濯物等が外部から直接見えにくい形態・意匠とするよう配慮する。
外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ちついした色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避け、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 ・地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。 ・優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。 ・歴史的な背景から調和の取れたまちなみの連続性または統一性が尊重されている地域においては、木、土、漆喰など伝統的素材色となる白又は黒・茶系を基調とする。 ・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。 ・多くの色彩や強調色（アクセント色）を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びつりあい（バランス）に配慮する。

事項	景観形成基準																																																					
外観の色彩(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、日本産業規格（JIS Z 8721）に定める色相、明度及び彩度の三属性により、次に掲げる色彩とする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ①表面に着色しない素材を使用する場合 ②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外観の強調色（アクセント色）とする場合 ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合 ④その他必要と認める場合 色彩の数値基準（JIS Z 8721による） 																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域</th> <th rowspan="2">景観計画区域</th> <th colspan="3">特別地域</th> </tr> <tr> <th colspan="3">(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td><td>全色相</td><td>0.1R~5Y</td><td>5.1Y~10Y</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>明度</td><td>8.5以下</td><td>3~8.5</td><td>3~8.5</td><td>3~8.5</td></tr> <tr> <td>彩度</td><td>6以下</td><td>6以下</td><td>4以下</td><td>2以下</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区域</th> <th colspan="3">特別地域</th> </tr> <tr> <th colspan="3">(2)のと里海エリア</th> </tr> <tr> <th colspan="3">外観</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td><td>2.6R~5YR</td><td>0.1R~2.5R 5.1YR~10YR</td><td>その他</td></tr> <tr> <td>明度</td><td>3~7</td><td>3~7</td><td>3~7</td></tr> <tr> <td>彩度</td><td>6以下</td><td>4以下</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>うち屋根部分</td><td></td></tr> </tbody> </table>					区域	景観計画区域	特別地域			(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線			色相	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他	明度	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5	彩度	6以下	6以下	4以下	2以下	区域	特別地域			(2)のと里海エリア			外観			色相	2.6R~5YR	0.1R~2.5R 5.1YR~10YR	その他	明度	3~7	3~7	3~7	彩度	6以下	4以下	2以下				うち屋根部分	
区域	景観計画区域	特別地域																																																				
		(1)のと里山海道沿線 能越自動車道沿線																																																				
色相	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他																																																		
明度	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5																																																		
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下																																																		
区域	特別地域																																																					
	(2)のと里海エリア																																																					
	外観																																																					
色相	2.6R~5YR	0.1R~2.5R 5.1YR~10YR	その他																																																			
明度	3~7	3~7	3~7																																																			
彩度	6以下	4以下	2以下																																																			
			うち屋根部分																																																			
<p>※特別地域(2)のうち、市街地部は特別地域(1)の基準を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築物等の新築・増改築等に付随して設置される自動販売機の設置位置にかかる追加基準 <ul style="list-style-type: none"> 原色や明度、彩度の強い目立つものを避け、建築物等の色彩に関する基準を準用する。 ●携帯電話基地局等の設置位置にかかる追加基準 <ul style="list-style-type: none"> 色彩は、原色を避け、周辺環境になじむ色とする。 																																																						
外観の材料	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与する材料の使用に配慮する。 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に配慮する。 経年変化により見苦しくならず、地域の景観になじむ材料の選択に配慮する。 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 																																																					
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できる限り緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。 敷地境界は、生け垣や植栽など、できる限り緑化に努めるとともに、周囲への圧迫感を和らげるよう配慮する。 地域の環境に適した在来種、あるいは地域に馴染んだ樹種を選定するとともに、周辺の植生やまちなみ、建物意匠との調和に配慮する。 樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。 																																																					

事項	景観形成基準
その他 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、周囲からの見え方に配慮し、その周囲に生け垣や門扉を設置するなど、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。 ・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事柵等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。 ・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を軽減するよう配慮する。

3. 開発行為その他土地の形質の変更

事項	景観形成基準
盛土切土	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海の海岸線や白い岩壁※を損ねたり、山や林の稜線（スカイライン）を切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ・優れた自然景観を構成する地域においては、主要な視点場や周囲からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。 ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ・開発を行う場合は、地形を活かして計画するとともに、区域全体として統一感のあるまちなみとするよう配慮する。
のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ・景観に配慮した植栽計画とする。

※白い岩壁

”能登の珪藻土”として知られ、さまざまな形をした微小な珪藻の遺体を多量に含む珪藻泥岩で、七尾の丘陵を構成する主要な地層の一つ。その分布面積は広く、総量が莫大な能登の珪藻泥岩は、日本有数の特異なものとして注目されているほか、珪藻泥岩による白い岩壁は、地域を特徴づける景観要素ともなっている。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

4-1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 指定の方針

歴史的・技術的な価値のあるものや、地域で広く親しまれるものなど、外観が景観上特に優れている建築物は、良好な景観を形成する上でこれを守り、活かしていくことが望されます。

また、長い年月をかけてはぐくまれ、地域住民の生活や日常の景観に密着する樹木も、良好な景観を形成する上で守り、活かしていくことが重要です。

このため、七尾市は、景観上重要と認められる建造物や樹木について、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」に指定するものとします。

2. 指定の基準

七尾市の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物及び樹木で、以下のいずれかに該当するものを、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

【景観重要建造物の指定の基準】

- 歴史的景観に寄与しているもの
- 優れたデザインを有しており、造形の規範になっているもの
- 再現が容易でなく、良好な景観形成上、保全する価値があると判断されるもの
- 景観上、地域のシンボル的な存在となっているもの
- 市民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの
- 文化財に指定されるなど、歴史的な価値があると認められるもの

【景観重要樹木の指定の基準】

- 樹容が美観上優れているもの
- 周辺のまちなみの景観に調和しているもの
- 樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているもの
- 景観上、地域のシンボル的な存在となっているもの
- 市民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの

3. 指定の方法

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたっては、良好な景観形成に重要と認められる形態意匠の有無や、建造物及び樹木の維持保全の状態等を確認します。

建造物及び樹木の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得ます。

意匠、建築史、自然環境、景観等に関連する分野の専門家や第三者機関の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

4. 制度の活用

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向け、歴史的な建造物の残存状況や、景観上良好な樹木の立地状況、その他景観上重要な建造物及び樹木の把握に努めます。

市民に対し景観重要建造物及び景観重要樹木に関する制度の概要、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する情報提供を行います。

他都市における景観重要建造物及び景観重要樹木の活用事例など、情報収集に努めます。

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

5-1 公共施設の整備に関する方針

七尾市における公共施設の整備は、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺のまちなみとの調和及び市民に親しまれる山岳、海岸、田園等の景観に配慮した公共事業を推進することとします。

5-2 景観重要公共施設の指定に関する方針

景観形成上重要な景観要素となる道路、河川、公園等の公共施設について、公共施設管理者との協議等を行いながら、順次、景観重要公共施設にしていくこととします。

第6章 景観重点地区

6-1 景観重点地区の位置づけ

景観重点地区は、景観計画区域（市全域）や特別地域とは別に、今後、段階的に市民の理解を得ながら充足するべき地区です。

景観重点地区は、市民が主体となり、優先的に景観的な取り組みを実践する地区であって、地区の景観特性に応じた具体的な個別基準を設けるとともに、七尾の魅力ある景観の維持・継承と併せ、景観資源の掘り起こしや創出を図るなど、七尾の景観づくりを先導・牽引する手本となる地区です。

そのため、地域住民の理解を十分に得るとともに、事業者、行政等が協働しながら必要な規制等を検討していきます。

6-2 景観重点地区における景観誘導のあり方

景観重点地区においては、景観計画区域における行為の制限に関する基準に加えて、地区の景観特性に応じた具体的な個別基準を設定します。

また、景観重点地区に設定した基準の運用について、地域住民がその監視を行うなど、景観重点地区の景観誘導に地域住民が積極的に関わることができるよう、運用の方法についても適宜検討します。

【景観重点地区において考えられる基準項目例】

項目		
建築物等	位 置	配置、道路・隣地からの後退距離等
	高 さ	最高の高さ等
	形 態	建築物の意匠、こう配屋根等の上部形態、素材等
	色 彩	色相、明度、彩度等
	広告物	面積、色彩、形態等
	設 備	施設配置、意匠等
	駐車場	配置、外部からの見え方等
建築敷地等	緑 化	緑被率、樹種、配置等
	垣・さく	種類、構造等

【景観重点地区における行為制限のイメージ（1）歴史的まちなみ】



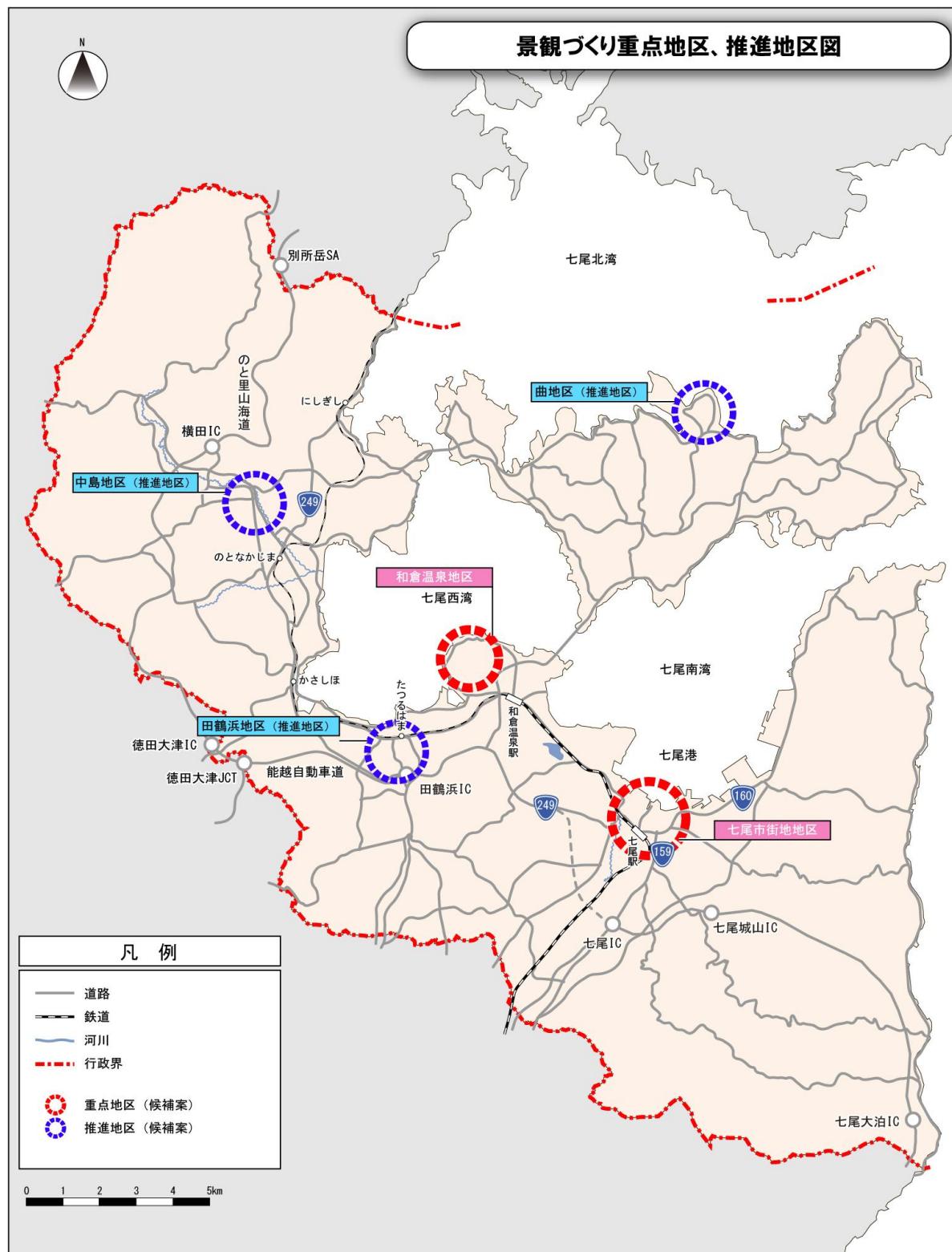
【景観重点地区における行為制限のイメージ（2）農村集落】



【景観重点地区における行為制限のイメージ（3）幹線道路沿線】



6-3 景観基本計画における景観誘導のあり方



第7章 計画の実現に向けて

景観づくりの推進にあたっては、景観計画の策定だけでなく、そこに暮らす市民が中心となって景観を守り、それを行政がサポートするパートナーシップによって、景観形成に向けた各種事業や景観活動を進めていくことが重要です。

ここでは、景観計画の策定を契機とした景観誘導の展開に対する考え方をはじめ、市民の景観に対する意識醸成や活動支援等の対応方針について示します。

7-1 今後の方針

1. 景観計画による景観誘導の実践（市全域を対象としたルール）

（1）景観計画の運用と段階的な充実

七尾市の魅力ある景観の維持・継承に向け、景観計画を基本として必要な景観誘導を実践します。

本景観計画は、景観づくりに向けた目標や方針を定めるとともに、一定規模以上の建築物や行為に対する基準を定めたものです。

今後は、景観計画による誘導の状況を見ながら、必要に応じて計画内容を見直し、景観計画を充実していきます。

（2）景観計画の内容を分り易く解説したガイドライン等による周知

景観計画に示す行為の制限基準等について、その内容や考え方、整備イメージ等を分り易く示したガイドラインを作成し、市民や事業者等への理解、協力を促します。

2. 景観重点地区の指定による誘導（地区の特性に応じたきめ細かなルール）

景観重点地区は、市民が主体となり、優先的に景観的な取り組みを実践する地区であって、七尾の景観づくりを先導・牽引する手本となる地区です。

地区の指定と誘導にあたっては、地域住民の理解を十分に得ながら、地域の特性に応じたルール等を検討していくことが重要です。

このため、特に先駆的に景観重点地区を指定する段階においては、良好な景観づくりに向けた各種施策の実施による効果が高いと考えられる地区、景観施策やまちづくり施策等との連携状況、住民の景観に対する理解と協力体制の度合いなどの視点から、景観重点地区としてモデル性の高い地区を選定し、先行的・重点的に取り組みます。

具体的な活動としては、地域の景観資源の把握や景観形成の重要性に関する勉強会、地域のマップづくりやワークショップなど、地域住民の景観に対する関心、理解の状況に応じて段階的・多角的に展開します。

3. 景観づくり推進体制の確立（景観審議会等の設置と運用）

市民や事業者が七尾の景観づくりに積極的にかかわり、協働していくことができるよう、行政は、庁内の関連部局による横断的な連携体制を構築することをはじめ、景観計画の的確な運用を支える景観審議会の設置など、推進体制を確立します。

(1) 景観審議会の設置

七尾市景観計画に基づき景観誘導を進めるにあたり、景観審議会を組織し、担当部局とともに、必要に応じて届出者への適切な指導・助言を行える体制を整備します。

また、景観審議会に対して、市民主体の景観形成に関する活動等の状況報告や市の施策展開状況等の報告を行うとともに、必要に応じて景観計画に基づく届出に対する調査審議、今後の景観政策に向けた助言等を受けることとします。

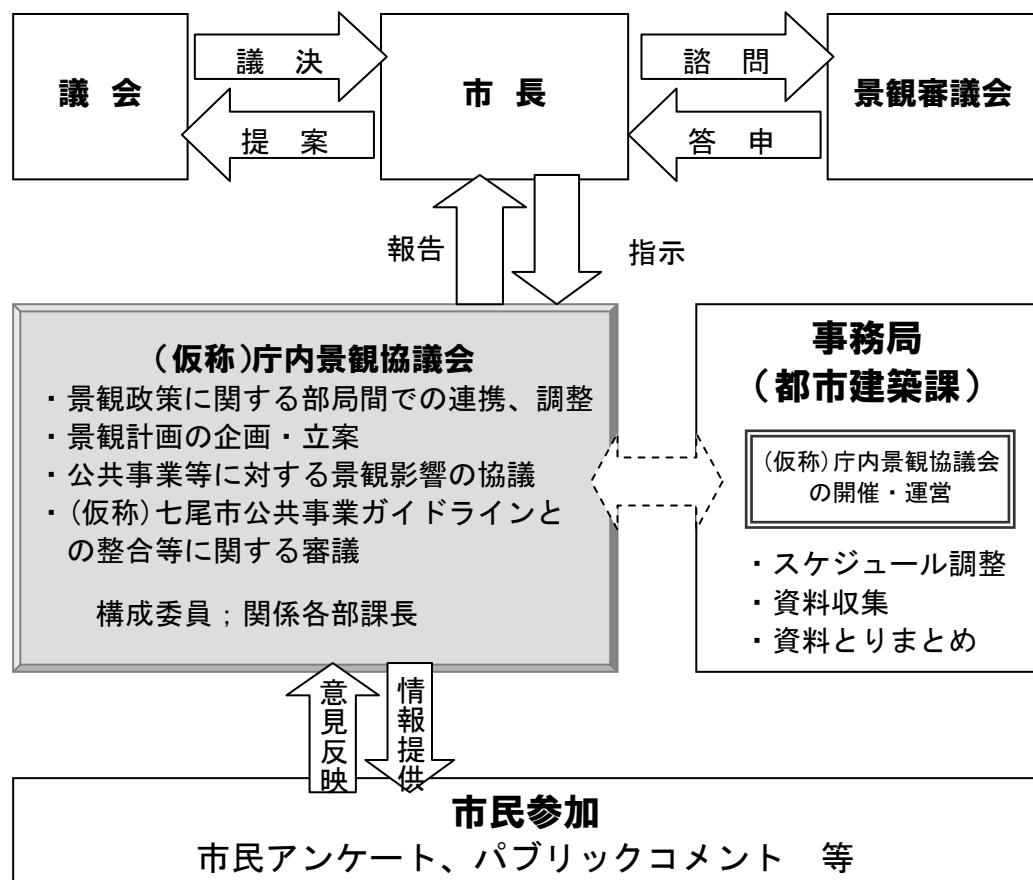
(2) 景観アドバイザー制度の設置

建築物などの景観上の相談、各地域における景観づくりなどについて、専門的な視点から助言、指導する「景観アドバイザー制度」を設け、適宜相談・支援を得る体制を整備します。

(3)(仮称) 庁内景観協議会の設置

景観づくりに影響のある公共事業や計画について、庁内の関連部局による連携により、景観への影響などを協議する(仮称)庁内景観協議会を設けます。各種事業や計画がこうした協議会を経て行われることにより、七尾市として整合のとれた景観づくりを推進します。

【(仮称) 庁内景観協議会の位置づけ】

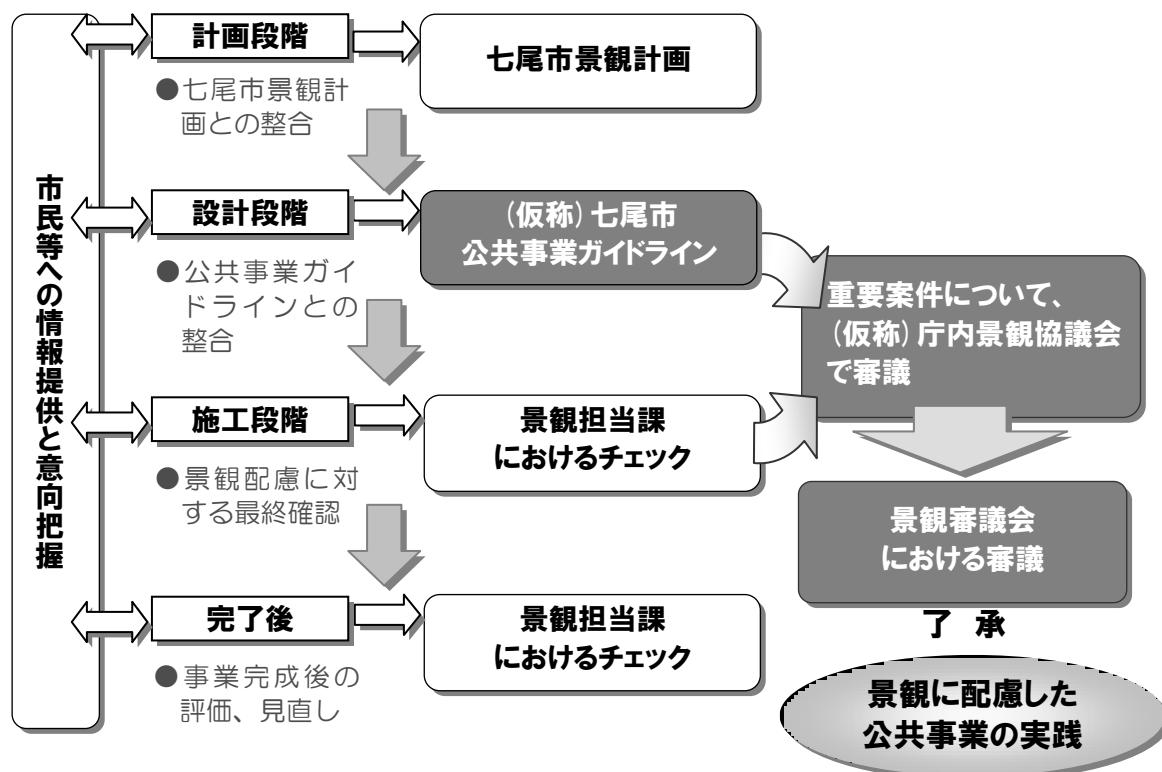


4. (仮称) 七尾市公共事業ガイドラインによる景観に配慮した公共事業の推進

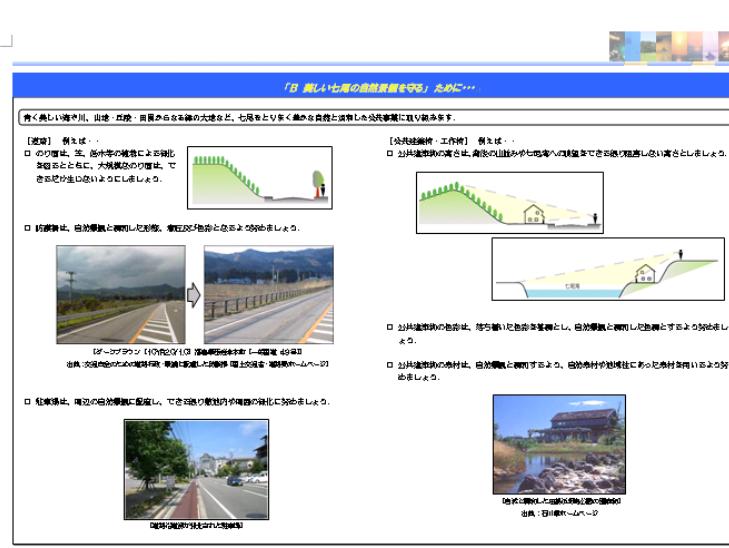
公共事業によってできる公共施設は、景観整備のモデルとなるため、七尾市の景観形成を先導するものとして重要と言えます。

このため、公共事業を実施するにあたり、周囲の景観との配慮事項等を整理した(仮称) 七尾市公共事業ガイドラインを作成し、これに基づく景観配慮とチェック体制の確立を目指します。

【 公共事業のチェック体制の流れ（例）】



(仮称) 七尾市公共事業
ガイドライン（案）の一部



7-2 市民参加の促進

1. 景観づくりに向けた市民の意識醸成

(1) 広報、パンフレット等によるPR

七尾市内には、誇るべき様々な景観資源が数多く分布していますが、中には七尾市民にもあまり知られていない景観資源もあります。

七尾の良好な景観資源等について、広報やパンフレット等を活用しながら、七尾の景観を積極的に紹介していきます。

また、市民等による景観づくりに関する活動状況や、先進的に景観づくりに取り組んでいる他都市の事例などの紹介をはじめ、景観づくりに関する計画や制度等の紹介などを通し、七尾の景観づくりに向けた市民の理解と意識醸成を図ります。

(2) 各種シンポジウム、勉強会等の開催

七尾市の景観資源や活動の紹介を通じて、市民が景観に対して「なぜ景観づくりが必要か」、「七尾の景観はどうあるべきか」といった問題意識を持ってもらうことが重要です。

また、こうした意識に対して、シンポジウムや勉強会、七尾市の優れた景観の写真を収集・紹介するためのコンテストの開催など、市民が興味を持ちやすく参加しやすいイベントを開催し、景観づくりへの啓発活動を推進していきます。



広報ななおによる計画の紹介



七尾百景プロジェクト

2. 市民参加の促進に向けた施策展開

(1) 顕彰制度の創設

市民や事業者の景観への関心を高めるとともに、積極的な参加を促すためには、個人や事業者、地域の努力によって良好な景観が保全・継承、育成・創出された実績や活動に対して、その結果や努力を積極的に評価・認定することが必要です。

このため、良好な景観づくり活動や建築物等に対し、顕彰制度の導入を図ります。

こうした制度の導入によって、良好な景観形成への取り組みに対する達成感、充実感を与えるとともに、景観づくり活動に対する目標を生み出し、さらにはこうした体験や事例が市域へ波及・展開していくことが期待されます。

【顕彰制度の骨子（例）】

名 称	ななお景観賞（隔年開催）
対 象	<ul style="list-style-type: none">・風景やまちなみ配慮した建築物や、屋外広告物などの工作物（建築景観部門）・地域や団体で行っている景観づくり活動（地域景観部門）
目的	景観づくりに貢献している、建築物・屋外広告物などや、景観保護・環境美化・緑化推進などのまちづくり活動などを表彰することにより、魅力ある景観形成に対する市民意識を高め、美しい景観づくりに寄与することを目的とする。
概 要	<p>表彰・発表</p> <ul style="list-style-type: none">・受賞作品は、広報「ななお」やホームページなどで発表・表彰式を開催し、受賞者には表彰状のほか、副賞として記念品を贈呈・受賞作品は、ホームページなどで継続的に紹介 <p>審査方法</p> <ul style="list-style-type: none">・審査は、景観審議会が審査員となり、書類選考や現地訪問などにより、厳正に選考・必要に応じて、市民投票を実施 <p>応募資格・方法</p> <ul style="list-style-type: none">・応募は、自薦、他薦を問わず、誰でも可能とする・応募方法は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、対象を確認できる写真など添えて、市へ郵送もしくは直接提出とする（電子メールでも応募可能とする）

(2) 景観づくり活動への助成・支援制度の創設

良好な景観形成の実現には、地域に住む人々の理解と主体的な活動等による協力が不可欠です。しかし今日、地域の景観資源への関心や誇りが希薄化しているばかりか、地域住民相互のつながり（コミュニティ）も希薄化しているのが現状です。

さらに、地域のまちづくり活動組織の高齢化や人口流出による規模の縮小化など、既存組織の活動に対する問題や、新たに活動を始めるにあたっての知識不足や資金的な問題など、景観づくり活動を行う際の課題が多いのも事実です。

このため、市民主体の景観づくりを積極的に支援するとともに、地域住民相互のつながりの強化を図るため、市民主体の景観づくり活動への支援制度を創設します。

【市民主体の景観まちづくり活動への支援事業（例）】

名 称	七尾市景観まちづくり活動支援事業
対 象	以下の条件をすべて満たすもの ①市内に活動拠点をおき、活動していること ②市内在住または在勤者が活動の主体であること ③5名以上で構成されていること
目 的	景観を通して、自主的に地域の課題の解決や、魅力アップ等に取り組む活動など、創意工夫にあふれた活動を行う市民団体に対し助成金を交付することにより、まちづくりへの意識醸成、まちづくり活動への参加・協力の推進を図る。
概 要	①景観まちづくりスタート事業 これから景観まちづくりを始めようとする団体の調査・研究等の活動に対し、事業に要する経費の1／2以内の額とし、5万円を限度に助成する。 同じ団体への助成は2年までとする。特別な事情があると認められた場合は3年とする。 <活動例> <ul style="list-style-type: none">・ 学習会、運営会議などの開催・ 広報誌、パンフレットなどの発行・ 地域の美化運動、自然環境、生活環境の保全・再生・ 子供への景観教育 ②景観まちづくり活動事業 景観まちづくり活動を実践している団体が、地域のルール策定に向けた活動や実践する活動に対し、事業に要する経費の1／2以内の額とし、20万円を限度に助成する。 同じ団体への助成は1年とする。特別な事情があると認められた場合は2年とする。 <活動例> <ul style="list-style-type: none">・ 地区計画、景観協定などのルール検討、策定・ 学習会、運営会議などの開催・ 広報誌、パンフレットなどの発行

7-3 都市計画制度等との連携

七尾市の魅力ある景観の維持・継承に向け、景観法とともに都市計画制度等の活用・連携により、目的に応じた実効性のある規制・誘導を展開します。

以下では、景観づくりに向けて活用・連携が可能な制度について示します。

【良好な景観形成を支援する主な都市計画制度】

- ①地域地区等 …… 景観地区、高度地区、風致地区
- ②その他 …… 地区計画

7-4 景観計画の充実に向けて（景観計画の改訂）

七尾市景観計画は、社会情勢や経済状況等の変化、土地利用の変化、景観重点地区の指定等に併せ、必要に応じて内容を見直し、改訂（充実・強化）します。

景観計画の見直しにあたっては、計画の運用状況の評価を行うとともに、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じながら改訂を行います。

景観計画の主な改訂事項 <例>

- ・行為の制限基準、届出基準等の変更
- ・景観重要地区の指定
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定
- ・景観重要公共施設の指定
- ・景観重要樹木として、樹林地等を含めた指定対象の拡大
- ・文化財や農業振興・観光交流など関係課との連携に伴う変更

（景観農業振興地域整備計画の方針等）

